

利用者負担額基準額表

※利用者負担額（保育料）がかかるのは、0～2歳児クラスの第1子のみです

※クラス年齢は4月1日時点での年齢が基準になります。年度途中で年齢が上がってもクラス年齢は変わりません。

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担基準額（単位：円/月）				
			0歳児クラス		1・2歳児クラス		
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）若しくはこれに準ずると市長が認める世帯又は里親		0	0	0	0	
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯		2,500	2,400	2,400	2,300	
D階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	47,700円未満	5,700 (5,700)	5,600 (5,600)	5,500 (5,500)	5,400 (5,400)
		第2階層	47,700円以上55,700円未満	8,000 (8,000)	7,800 (7,800)	7,600 (7,600)	7,400 (7,400)
		第3階層	55,700円以上62,900円未満	10,900 (9,000)	10,700 (9,000)	10,400 (9,000)	10,200 (9,000)
		第4階層	62,900円以上78,500円未満	14,400 (9,000)	14,100 (9,000)	13,800 (9,000)	13,500 (9,000)
		第5階層	78,500円以上96,500円未満	18,400	18,000	17,600	17,300
		第6階層	96,500円以上114,500円未満	21,900	21,500	20,900	20,500
		第7階層	114,500円以上137,300円未満	25,500	25,000	24,400	23,900
		第8階層	137,300円以上160,100円未満	28,900	28,400	27,600	27,100
		第9階層	160,100円以上174,200円未満	33,000	32,400	31,400	30,800
		第10階層	174,200円以上232,100円未満	37,500	36,800	35,600	34,900
		第11階層	232,100円以上274,100円未満	42,000	41,200	39,900	39,200
E階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層	274,100円以上299,900円未満	46,700	45,900	44,300	43,500
		第2階層	299,900円以上329,300円未満	50,100	49,200	47,200	46,300
		第3階層	329,300円以上361,700円未満	53,000	52,000	49,700	48,800
		第4階層	361,700円以上394,700円未満	55,700	54,700	52,200	51,300
		第5階層	394,700円以上428,300円未満	58,500	57,500	54,600	53,600
		第6階層	428,300円以上464,600円未満	61,300	60,200	57,000	56,000
		第7階層	464,600円以上498,500円未満	63,600	62,500	59,100	58,000
		第8階層	498,500円以上534,500円未満	66,100	64,900	61,300	60,200
		第9階層	534,500円以上571,400円未満	68,900	67,700	63,800	62,700
		第10階層	571,400円以上611,000円未満	71,600	70,300	66,100	64,900
		第11階層	611,000円以上666,000円未満	74,100	72,800	68,400	67,200
		第12階層	666,000円以上736,000円未満	74,700	73,400	68,700	67,500
		第13階層	736,000円以上826,000円未満	75,200	73,900	69,000	67,800
		第14階層	826,000円以上926,000円未満	75,600	74,300	69,300	68,100
		第15階層	926,000円以上	76,000	74,700	69,600	68,400

この表のD階層のうち、次に掲げる世帯に該当するもの（以下「ひとり親世帯等」という。）であって、調整後区市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯については、該当する階層の（ ）内に掲げる基準額を適用する。

※「ひとり親世帯等」にあたる世帯

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している世帯（令第 4 条第 4 項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（障がい者又は障がい児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 19 条第 3 項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障がい者等」という。）に限る。）の属する世帯
- (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (6) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者（在宅障がい者等に限る。）の属する世帯
- (7) 生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

備考

- 1 この表において「生活保護法による被保護世帯に準ずると市長が認める世帯」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付世帯をいう。
- 2 この表において「均等割」及び「所得割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する均等割及び所得割をいい、「調整後区市町村民税所得割課税額」とは、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項及び附則第 45 条の規定は適用しないものとして計算した区市町村民税所得割の額をいう。  
なお、同法第 323 条に規定する区市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 3 この表において「保育標準時間」とは、法 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対する子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 4 条に定める 1 月当たり平均 275 時間まで（1 日当たり 11 時間までに限る。）の保育時間をいい、「保育短時間」とは、同条に定める 1 月当たり平均 200 時間まで（1 日当たり 8 時間までに限る。）の保育時間をいう。
- 4 この表において、区市町村民税課税額を証明することができない世帯については、E 階層の第 15 階層にあるものとして利用者負担額を決定する。